

「消費税10%に向けた軽減税率の対応について！」

平成29年4月、消費税率10%に引き上げへ。合わせて複数税率導入予定。
平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられました。続いて平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、軽減税率の導入が明示されました。ますます複雑になる消費税について、しっかりと理解することがまず大切になってきます。そして、何をやっておかないといけないか、早目に対策スケジュールを立てておきましょう。

日時：平成28年6月20日（月）14：00～16：00

場所：玉野商工会館3階（産業振興ビル） 定員：30名（先着順）

【講師プロフィール】

コンサルタントブレーン株式会社 登録講師
島原実税理士事務所 代表
税理士 島原 実 氏
昭和47年生まれ。約10年間の税理士事務所勤務を経て平成17年に独立開業。
セミナー講師やハウスメーカー相談員など積極的に活動の幅を広げている。
「経営に生かす会計」がモットーで
その語り口と歯切れ良さには定評があり人気がある。



<研修内容>

1. そもそも消費税ってどんな税金？
 - ① 計算の仕組み（本則課税と簡易課税）
 - ② 納税義務
 - ③ 日々の経理処理のコツ
2. 平成29年4月以降消費税はどうか？
 - ① 消費税の処理は2回変わる
 - ② 平成33年4月からのインボイス制度
3. 消費税軽減税率(案)への対応
 - ① 概要
 - ② 軽減税率制度の対象品目
 - ③ 請求書等保存方式・・・2段階で変わる
 - ④ 支援措置
 - ⑤ 税率引き上げに伴う経過措置について（主な経過措置の概要と対策）
4. これからの経理実務 →ますます複雑化する税制に対応が必要

<お問合せ・申し込み先>玉野商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-5010
必要事項をご記入のうえFAXでお申込み下さい。FAX 31-5558

事業所名		受講者名
代表者名		
所在地		
TEL		
FAX		

* 個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。

「消費税軽減税率導入対策と支援措置」

平成29年4月、消費税率10%に引き上げへ。合わせて複数税率導入予定。
平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられました。続いて平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、軽減税率の導入が明示されました。本セミナーでは消費税軽減税率の内容と消費税軽減税率対応に利用できる支援措置（補助金・税制）についてわかりやすくお伝え致します。

日時：平成28年7月5日（火）14：00～16：00

場所：玉野商工会館3階（産業振興ビル） 定員：30名（先着順）

【講師プロフィール】

コンサルタントブレーン株式会社 登録講師

安藤経営戦略事務所 代表

中小企業診断士 安藤 覺 氏

香川県生まれ。立命館大学経営学部卒業後、金融機関・製造業・小売業業務を経験する。総務部長、常務取締役として中小企業の経営と実務に携わる。特に企業の経理部門責任者としての経験が長く、その実務に基づいた実践的な教えはとてわかりやすいとの評価を得ている。52歳で中小企業診断士資格を取得し、54歳で経営コンサルタントとして独立。プレーイングマネージャーとしての経験が豊富であるため、熱い語り口とともに、その実務に基づいた実践的な教えはとてわかりやすいとの評価を得ており、各地に多くのファンを持つ。



<研修内容>

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 1. 消費税軽減税率とはどのようなことか？ | 2. 事業所における経理処理の変更について |
| (1) 消費税及び消費税軽減税率の概要 | (1) 請求書等保存方式 |
| (2) 消費税軽減税率の対象品目について | (2) 区分記載請求書等保存方式 |
| ① 飲食料品の譲渡（どこまでが対象になるのか） | (3) 適格請求書等保存方式（インボイス方式） |
| ② 週2回以上発行される新聞の購読料 | |
| 3. 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置 | |
| (1) 小売段階の支援措置 | (2) 流通段階の支援措置 |
| (3) 少額減価償却資産取得の特例 | (4) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 |
| (5) 中小企業投資促進税制 | (6) 消費税軽減税率対応のためのソフトウェア・システム改修について |

<お問合せ・申し込み先> 玉野商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-5010
必要事項をご記入のうえFAXでお申し込み下さい。FAX 31-5558

事業所名		受講者名
代表者名		
所在地		
TEL		
FAX		

* 個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。

「業績向上につながる計数管理！」

平成 29 年 4 月、消費税率 10%に引き上げへ。合わせて複数税率導入予定等中小企業にとっては益々厳しい経営環境となります。本セミナーは、小売業・サービス業を営む方を対象に、現場運営に不可欠な計数管理のノウハウを習得することを通じて、現場力を向上し、業績向上につながる行動を起こす事ができるようになることを目的とし分かり易くお伝え致します。

日時：平成 28 年 7 月 13 日（水）14：00～16：00

場所：玉野商工会館 3 階（産業振興ビル） 定員：30 名（先着順）

【講師プロフィール】

コンサルタントブレイン株式会社
シニア・エグゼクティブコンサルタント
中小企業診断士 松田 周司

1992 年東京理科大学理工学部経営工学科卒業後、百貨店勤務を経て
中小企業診断士登録。岡山大学大学院文化科学研究科 経営政策科
科学専攻、博士前期課程（MBA）修了。岡山理科大学非常勤講師。

現場の声を活かしたコンサルティング活動の他、マーケティング、社員教育にも力を入れており研修ではゲームを取り入れた実践的な指導に取り組んでいる。創業塾、経営革新塾、各種社員研修等パワー溢れる語り口とツボを押さえた分かりやすい指導法には定評がある。



<研修内容>

- (1) 売上高を見直す
・ 売上高を見直す・施策の効果を測る
- (2) 利益をあげよう
・ いくら売れば儲かるのか・利益アップの3つの方策
- (3) 部門別の政策を検討する
・ どの商品が儲かっているのか？・貢献度を分析しよう

<お問合せ・申し込み先>玉野商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-5010
必要事項をご記入のうえ FAX でお申込み下さい。FAX 31-5558

事業所名		受講者名
代表者名		
所在地		
TEL		
FAX		

* 個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。

「消費税の増税を抑えて軽減税率への備え方・取り組み方！」

平成29年4月、消費税率10%に引き上げへ。合わせて複数税率導入予定。
平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられました。続いて平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、軽減税率の導入が明示されました。本セミナーでは軽減税率への備え方・取り組み方について分かり易く解説いたします。

日時：平成28年8月5日（金）14：00～16：00

場所：玉野商工会館3階（産業振興ビル） 定員：30名（先着順）

【講師プロフィール】

コンサルタントブレイン株式会社 登録講師
株式会社グローバル 代表取締役
公認会計士 大倉宏治

1992年 大手監査法人にて法定監査など公認会計士業務に従事
1996年 コンサルティング会社にて経営コンサルティングに従事
1998年 日系企業の海外展開およびグローバル企業のグループ
経営システムの構築に従事

2008年10月株式会社GLOBAL設立

関与先の指導をする傍ら各種団体、企業他 研修、セミナーに従事、内容の分かりやすさと流暢な語り口には定評がある。



<研修内容>

- ①消費税の考え方の基本
- ②消費税の軽減税率制度の概要
(対象品目の考え方、経理方式、税額計算の特例等)
- ③小規模事業者への免税制度・簡易課税制度の概要
- ④法人成りににおける消費税の免税制度
- ⑤軽減税率導入に伴う各種支援策の周知（軽減税率対応レジ導入・受発注システム改修補助金等）
- ⑥消費税の軽減税率・価格転嫁対策に関する経営力強化支援のご紹介

<お問合せ・申し込み先>玉野商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-5010
必要事項をご記入のうえFAXでお申込み下さい。FAX 31-5558

事業所名		受講者名
代表者名		
所在地		
TEL		
FAX		

* 個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。